

真岡市建設工事請負業者指名選定基準

建設工事における請負業者の指名選定にあたっては、真岡市建設工事等請負業者選定要綱に定めるもののほか、この基準によるものとする。

1. 不誠実な行為の有無

以下の事項に該当する場合は指名しないこととする。

- (1) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 真岡市発注工事に係る契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ① 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - ② 一括下請、下請代金の支払遅延等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負業者として不適当であると認められるとき。

2. 経営状況

手形交換所による銀行取引停止処分、自己破産の申立、会社更生法手続きの開始、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこととする。

3. 工事成績

- (1) 工事成績が良好でない（真岡市建設工事検査規程第8条第1項第2号により不適当の程度が重大である等の工事を含む）建設業者については、その理由の発生後、当分の間指名を差し控えることとする。
- (2) 本市発注工事の過去の工事成績を総合的に勘案する。

4. 地理的条件

- (1) 本社又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案する。
- (2) 現に施工中の工事に近接して追加工事を発注する場合は、既受注業者は指名しないこととする。

5. 当該工事施工についての技術的適性

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

- (1) 当該工事と同種又は類似工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準があること。

(3) 当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

6. 安全管理の状況

本市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から改善の指導があり、これに対する改善を行なわない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる場合は指名しないこととする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年5月1日から適用する。